



厚生労働省発保第 0615001 号
平成 17 年 6 月 15 日

中央社会保険医療協議会
会 長 土 田 武 史 殿

厚生労働大臣
尾 辻 秀 久

諮 問 書

(先進医療の選定療養への追加について)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 31 条の 3 第 7 項の規定に基づき、健康保険法第 63 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成 6 年厚生省告示第 236 号）及び老人保健法第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成 6 年厚生省告示第 251 号）を別紙 1 及び 2 のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙1

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養

現 行	改 正 案
一～十四 (略)	一～十四 (略) <u>十五 別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）</u>

別紙2

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養

現 行	改 正 案
一～十三 (略)	一～十三 (略) <u>十四 別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）</u>